

26 日 獣 発 第 15 号

平成 26 年 4 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

中国における小反芻獣疫の発生について

このことについて、平成 26 年 4 月 1 日付け 26 消安第 96 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①小反芻獣疫は、めん羊、山羊、鹿等が感染する致死性の伝染病であり、平成 23 年 4 月 1 日の家畜伝染病予防法の一部改正により、家畜伝染病（対象動物はめん羊、山羊及び鹿）に位置付けられて以降、その防疫対応を強化していること、②中国政府から本年 4 月 1 日に国際獣疫事務局（OIE）に対して提出された報告によると、昨年末に小反芻獣疫の発生が中国西端のカザフスタン国境付近で確認され、その後、同国東側の沿岸部の吉林省、江蘇省、遼寧省まで発生地域が拡大していること、③本疾病の主な伝播経路は、感染動物の唾液等の分泌物や糞便等の排泄物の飛沫等に直接接触することによる感染と考えられる一方、感染動物の分泌物や排泄物には、大量の本病ウイルスが含まれていることから、国内への本病侵入防止の観点からは、渡航者等がこれらとの接触を忌避することや、発生国からの帰国者の衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 2 第 1 号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）への立入りの制限等が重要であると考えられていること、④めん羊、山羊及び鹿を含む家畜飼養農場における飼養衛生管理の徹底については、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成 25 年 12 月 11 日付け 25 消安第 4271 号農林水産省消費・安全局長通

知) 等により、海外渡航の自粛等及び飼養衛生管理基準の遵守等について、めん羊、山羊及び鹿の飼養者等への指導を依頼してきたところだが、上記の発生状況等を周知し、改めて防疫意識の向上を図るとともに、海外渡航先での動物への不必要な接触を避けることや、発生国からの帰国者の衛生管理区域への立入りを制限すること等、飼養衛生管理基準の遵守等について、指導を徹底するよう、都道府県畜産主務部長宛てに通知した旨、了知の上、円滑な防疫対策の実施について、協力を依頼されたものです。

<農林水産省ホームページ：小反芻獣疫に関する情報>

URL : http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/other_diseases.html

<農林水産省ホームページ：口蹄疫に関する情報>

URL : http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



26消安第96号
平成26年4月4日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における小反芻^{すう}獣疫の発生について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長宛てに通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。



写

26消安第96号
平成26年4月4日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における小反芻^{すう}獣疫の発生について

小反芻^{すう}獣疫は、めん羊、山羊、鹿等が感染する致死性の伝染病であり、平成23年4月1日の家畜伝染病予防法の一部改正により、家畜伝染病（対象動物はめん羊、山羊及び鹿）に位置付けられて以降、その防疫対応を強化しているところです。

中国政府から本年4月1日に国際獣疫事務局（OIE）に対して提出された報告によると、昨年末に小反芻^{すう}獣疫の発生が中国西端のカザフスタン国境付近で確認され、その後、同国東側の沿岸部の吉林省、江蘇省、遼寧省まで発生地域が拡大しています。

本疾病の主な伝播経路は、感染動物の唾液等の分泌物や糞便等の排泄物の飛沫等に直接接触することによる感染と考えられています。一方、感染動物の分泌物や排泄物には、大量の本病ウイルスが含まれていることから、国内への本病侵入防止の観点からは、渡航者等がこれらとの接触を忌避することや、発生国からの帰国者の衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）への立入りの制限等が重要であると考えられます。

めん羊、山羊及び鹿を含む家畜飼養農場における飼養衛生管理の徹底については、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知）等により、海外渡航の自粛等及び飼養衛生管理基準の遵守等について、めん羊、山羊及び鹿の飼養者等への指導をお願いしてきたところですが、上記の発生状況等を周知し、改めて防疫意識の向上を図るとともに、海外渡航先での動物への不必要な接触を避けることや、発生国からの帰国者の衛生管理区域への立入りを制限すること等、飼養衛生管理基準の遵守等について、指導を徹底していただくようお願いいたします。

<農林水産省ホームページ：小反芻^{すう}獣疫に関する情報>

URL：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/other_diseases.html

<農林水産省ホームページ：口蹄疫に関する情報>

URL：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

小反芻^{すう}獣疫 (peste des petits ruminants) について

対象家畜: 鹿、めん羊、山羊

1. 原因

Mononegavirales (目) *Paramyxoviridae* (科) *Paramyxovirinae* (亜科) Morbillivirus (属)
Peste-des-petits-ruminants virus が原因であり、本ウイルスは一本鎖のマイナス RNA ウィルスで、大きさは約 150nm、エンベロープを保有する。

2. 疫学

本病の発生地域は西アフリカに限定されていたが、近年では東、中央および西アフリカ、中近東、東アジアまで拡大している。感染動物の排泄物の飛沫などに直接接触することで伝播する。死亡率は非常に高いが、常在地域ではやや低い。

3. 臨床症状

潜伏期は通常 2~7 日。40~41°C の高熱、食欲減退、沈鬱などの後、流涙や鼻汁は最初水様であるが後に膿様となる。口周囲および眼瞼の粘膜は充血し、さらに、眼瞼、口唇、口蓋、歯齦、鼻粘膜、舌などの粘膜表面はチーズ様の物質で覆われ、壊死した細胞下層では糜爛が見られる。発症後 2~3 日で下痢が見られ、軟便、水溶性、血液や粘膜組織を含んだ激しい下痢と変化し、脱水症状で死亡する。また、肺炎の症状も伴う。症状を示した後 7~8 日で死亡する例が多い。

4. 病理学的変化

肺の赤色化、消化管粘膜に出血性的変化(充出血、糜爛、潰瘍)、結腸の線状出血など。

5. 病原学的検査

ゲル内沈降法(牛疫との区別不可能)。モノクローナル抗体を用いた免疫組織化学染色(牛疫との区別可能)、Immunocapture ELISA(牛疫との区別可能)、RT-PCR(牛疫との区別可能)、ウイルス分離など。

6. 抗体検査

モノクローナル抗体を用いた競合 ELISA、中和試験など。

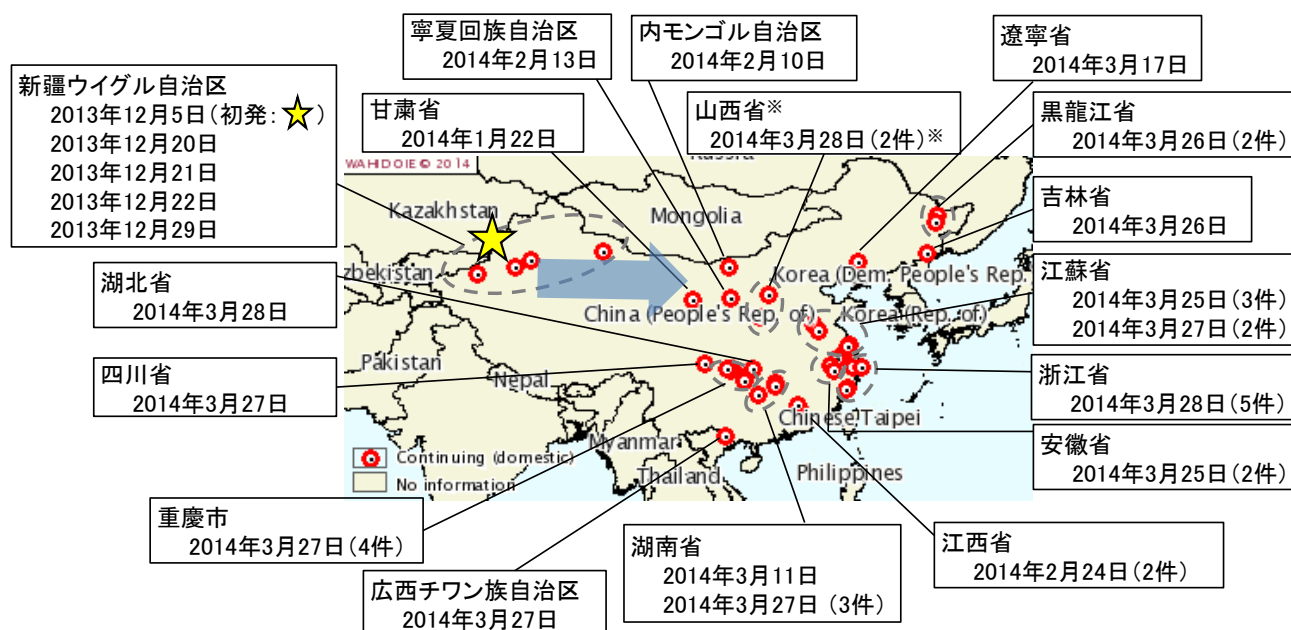
7. 予防・治療

汚染国では、近年開発された弱毒生ワクチンを用いる。以前は牛疫の血清と交差反応することを利用し、培養細胞継代で弱毒したウイルスを用いた牛疫生ワクチンを用いていたが、FAO による牛疫撲滅計画での抗体サーベイランスの妨げとなるため、現在は使用を禁止されている。清浄国においては、発生国からの家畜の輸入禁止と検疫所における摘発が重要である。侵入した場合は早期に摘発淘汰を行う。有効な治療法はない。

(出典: (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所 http://www.naro.affrc.go.jp/org/niah/disease_fact/k19.html)

* : 中国での発生状況を含む、世界の現在の状況については、別紙 1 及び 2 を参照。なお、日本ではこれまで小反芻^{すう}獣疫の発生はない。

(参考) 中国における小反芻獣疫の発生状況 (2013年12月～)



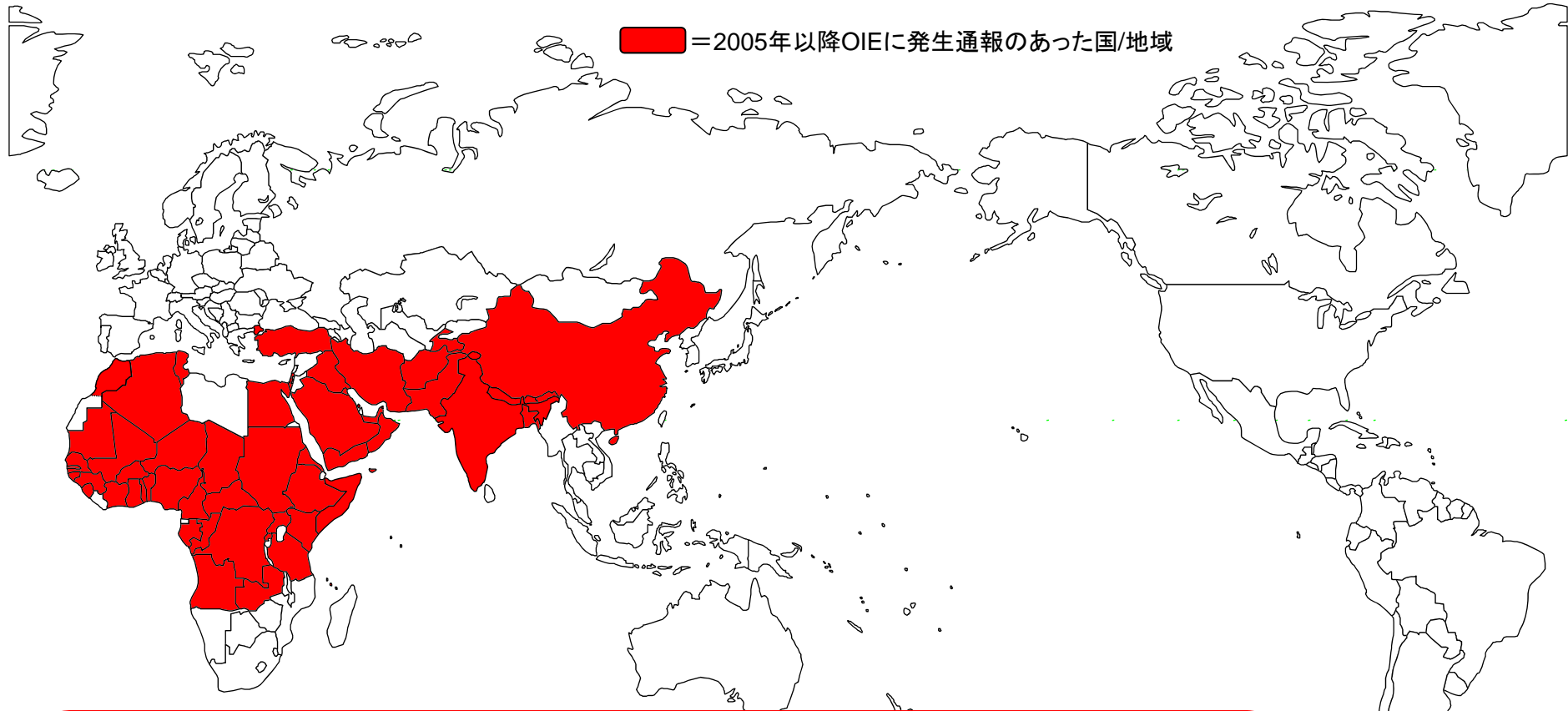
発生日	発生地域	件数	動物種	症例数	OIE報告 (報告日)
2013年12月5日	新疆ウイグル自治区	1件	山羊	1,236	緊急報告 (2013年12月5日)
2013年12月20日	新疆ウイグル自治区	1件	羊/山羊	100	続報3 (2013年1月3日)
2013年12月21日	新疆ウイグル自治区	1件	羊	176	続報1 (2013年12月26日)
2013年12月22日	新疆ウイグル自治区	1件	羊/山羊	206	続報3 (2014年1月3日)
2013年12月29日	新疆ウイグル自治区	1件	羊/山羊	160	続報2 (2014年1月2日)
2014年1月22日	甘肅省	1件	羊/山羊	951	続報4 (2014年1月24日)
2014年2月10日	内モンゴル自治区	1件	羊/山羊	1,063	続報5 (2014年2月17日)
2014年2月13日	寧夏回族自治区	1件	羊/山羊	116	続報6 (2014年2月18日)
2014年2月24日	江西省	2件	羊/山羊	71	続報9 (2014年3月29日)
2014年3月11日	湖南省	1件	羊/山羊	360	続報8 (2014年3月25日)
2014年3月17日	遼寧省	1件	羊/山羊	24	続報7 (2014年3月22日)
2014年3月25日	江蘇省	3件	羊/山羊	124	続報9 (2014年3月29日)
2014年3月25日	安徽省	2件	羊/山羊	202	続報9 (2014年3月29日)
2014年3月26日	吉林省	1件	羊/山羊	46	続報10 (2014年3月31日)
2014年3月26日	黒龍江省	2件	羊/山羊	142	続報10 (2014年3月31日)
2014年3月27日	江蘇省	2件	羊/山羊	142	続報10 (2014年3月31日)
2014年3月27日	湖南省	3件	羊/山羊	154	続報10 (2014年3月31日)
2014年3月27日	広西チワン族自治区	1件	羊/山羊	13	続報10 (2014年3月31日)
2014年3月27日	重慶市	4件	羊/山羊	256	続報11 (2014年4月2日)
2014年3月27日	四川省	1件	羊/山羊	60	続報11 (2014年4月2日)
2014年3月28日	浙江省	5件	羊/山羊	356	続報11 (2014年4月2日)
2014年3月28日	湖北省	1件	羊/山羊	102	続報11 (2014年4月2日)
2014年3月28日	山東省*	2件*	羊/山羊	40	続報11 (2014年4月2日)
合計	17省級自治体	39件	羊/山羊	6,100	

※動物衛生課注：中国当局のOIEへの報告によると、うち1件は「陝西省」(Shaanxi)として報告されていた。しかしながら、報告されている座標及び市以下の地名が「山西省」(Shanxi)と一致するため、報告は誤記と判断した。

2014年4月3日現在
出典：OIE

小反芻獣疫の発生状況

2014年4月3日現在



～アフリカ(35か国)～

- | | | |
|-----------|---------|--------|
| アルジェリア | エリトリア | ナイジェリア |
| アンゴラ | エチオピア | ルワンダ |
| ベナン | ガボン | セネガル |
| ブルキナファソ | ガンビア | シエラレオネ |
| カメルーン | ガーナ | ソマリア |
| 中央アフリカ共和国 | ギニア | スーダン |
| チャド | ギニア・ビサウ | タンザニア |
| コモロ諸島 | ケニア | トーゴ |
| コンゴ民主共和国 | マリ | チュニジア |
| コンゴ共和国 | モーリタニア | ウガンダ |
| コートジボワール | モロッコ | ザンビア |
| エジプト | ニジェール | |

～ヨーロッパ(1か国)～

- トルコ

～アジア(19か国)～

- | | |
|---------|----------|
| アフガニスタン | モルジブ |
| バーレーン | ネパール |
| バングラデシュ | オマーン |
| ブータン | パキスタン |
| 中華人民共和国 | パレスチナ |
| インド | サウジアラビア |
| イラン | タジキスタン |
| イラク | アラブ首長国連邦 |
| イスラエル | イエメン |
| クウェート | |

2005年以降OIEに発生通報のあった国/地域(55か国)

※ 出典: OIE